亘理町立荒浜中学校
いじめ防止基本方針

２０２４年 ４月

亘理町立荒浜中学校

亘理町立荒浜中学校「学校いじめ防止基本方針」

第１章 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

１　基本理念

いじめは，いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校は，本校の生徒の尊厳を保持するため，亘理町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題の克服に向けて取り組むよう,いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために，亘理町立荒浜中学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

２　いじめの定義

「生徒等に対して，当該生徒が在籍する学校に在籍している等，当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じてて行われるものを含む。）であって，当該行為の対称となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

具体的な様態
- ○ 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ○ 仲間はずれ，集団による無視をされる
- ○ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ○ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ○ 金品をたかられる
- ○ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ○ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ○ パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが必要なものや，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取る。

いじめは，どの子供にも，どの学校でも，起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。加えて，いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性），「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

3　いじめの防止等の対策のための組織

「いじめ問題対策委員会」

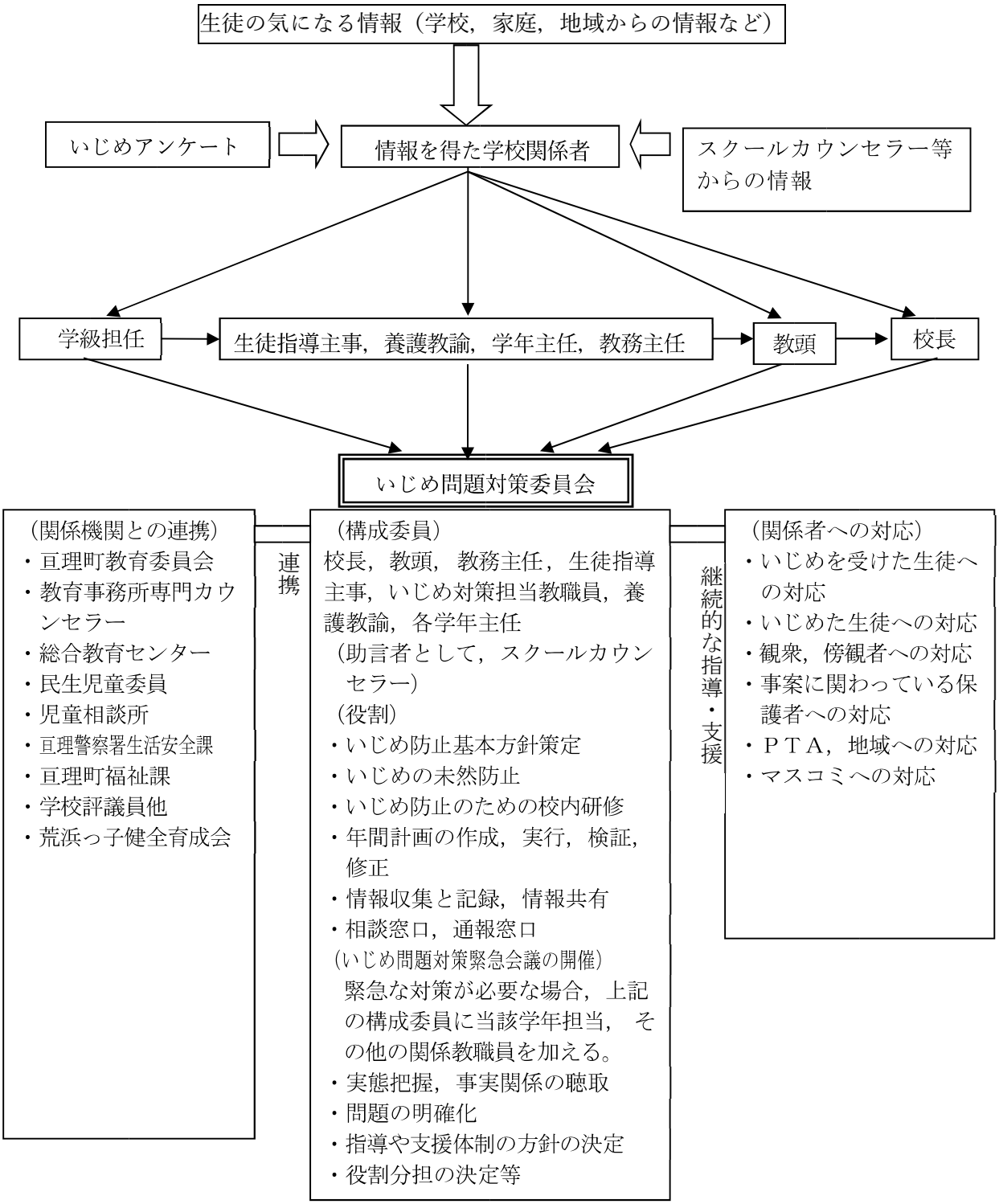

4　いじめ対策年間計画 ■：教職員の活動 ○：生徒，教師，保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	■学校間，学年間の情報交換 指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・いじめ問題対策委員会設置，いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発，相談窓口周知 ○行事を通した人間関係つくり	職員会議等 始業式等 保護者会等 避難訓練等	・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 ・集団の中で自分の役割を果たすことやより良い人との関わり方を指導する
5月	○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明），生活のきまり確認 ○行事等を通した人間関係づくり ○学校生活アンケート実施と対応 ○Ｑ－Ｕ ○こころと体のアンケート	生徒総会 修学旅行･職場体験･宿泊学習	・各行事を通じて，人とのかかわりの大切さや協力することのよさが分かるようにする。
6月	○話合い活動「学級の諸問題」 ○郡中総体 ○学校生活アンケート実施と対応	帰りの会等 学級活動 部活動	・６月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	○教育相談の実施 ○学校生活アンケート実施と対応 ○取組評価アンケート(教員) ○学校評価(学校関係者) ■いじめ問題対策委員会	教育相談	・いじめ対策を点検する。
8月	■カウンセリング研修会（ＳＣによる研修会） ■教育相談に係る研修会への参加 ○夏休み明けの生徒の変化の把握	教育相談	・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。
9月	○夏休み明けの教育相談の実施(必要に応じて個別相談) ○郡新人大会 ○学校生活アンケート実施と対応		・必要に応じて教育相談を実施する。
10.月	○行事等を通した人間関係づくり（街道を歩く会，文化祭） （■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」） ○学校生活アンケート実施と対応 ○こころと体のアンケート	街道を歩く会･文化祭	・行事を通して，自己有用感や存在感を感じる場面を意図的に取り入れ，達成感を得られるようにする。
11.月	○教育相談の実施 ○学校生活アンケート実施と対応 ○Ｑ－Ｕ	学級活動	・生徒の人間関係の変化に留意する。
12.月	○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施（生徒・保護者アンケート） ■いじめ問題対策委員会	学級活動	・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	○冬休み明けの生徒の変化の把握 ○学校生活アンケートの実施と対応		・生徒の変化を確認する。
2月	○学校生活アンケートの実施と対応 ○行事を通した人間関係づくり(3 年生を送る会)	学級活動	・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	■記録の整理，引継資料の作成 ■小中連絡会の開催 ○学校生活アンケートの実施と対応		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

第２章 いじめ防止について

１　基本的考え方

未然防止の基本は，生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は，その環境をつくるために，全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり，集団づくり，学校づくりを推進していく。

また，未然防止の取組が着実に成果を上げられるように，学校の取組における定期的なアンケートを実施したり日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し，それを基に改善を検討していくＰＤＣＡサイクルに基づく取組を継続していく。

２　いじめ防止のための措置

〈学級担任，教科担任〉
- 日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- はやしたてる，見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないよう，指導の在り方に注意を払う。

〈養護教諭〉
- 生徒が学校生活の中でストレスを感じた場合，運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

〈生徒指導主事〉
- いじめについての共通理解や，いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ，教職員間の共通理解を図る。

〈校長，教頭〉
- 全校集会などで，校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- 道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- 生徒が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
- 生徒会によるいじめ根絶集会など，生徒が主体的に参加する取組を推進する。

第３章 早期発見

１　基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，学校の内外にかかわらす地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを隠したり軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め，生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い，情報を共有する。

2　いじめの早期発見のための措置

〈学級担任，教科担任〉
- 生徒の見守りや信頼関係の構築に努め，生徒の変化や危険信号を見逃さない。
- 休み時間や放課後の生徒との交流や日記等を通じ，交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し，教育相談を行う。
- 学年・学級懇談会，教育相談などの機会に，保護者用のいじめチェックシートを活用し保護者から情報を得る。

〈養護教諭〉
- 保健室利用の児童生徒の会話等で，いつもと何か違うと感じたときは，その機会を捉え，悩みを聞く。

〈生徒指導主事〉
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- 保健室や相談室の利用，電話相談窓口についての周知を図る。
- 休み時間や昼休みの校内巡視や，放課後の巡回等において，異常の有無を確認する。
- 教職員が生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか，学校のいじめの早期発見体制が適切に機能しているかなどを教師用のいじめチェックシートを活用し，定期的に体制を点検する。

〈校長・教頭〉
- 生徒及び保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

第４章 いじめに対する措置

1　基本的考え方

発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下，保護者の協力を得て，必要に応じて関係機関・専門機関と連携し，対応に対応に当たる。

2　いじめを受けた生徒または保護者への対応

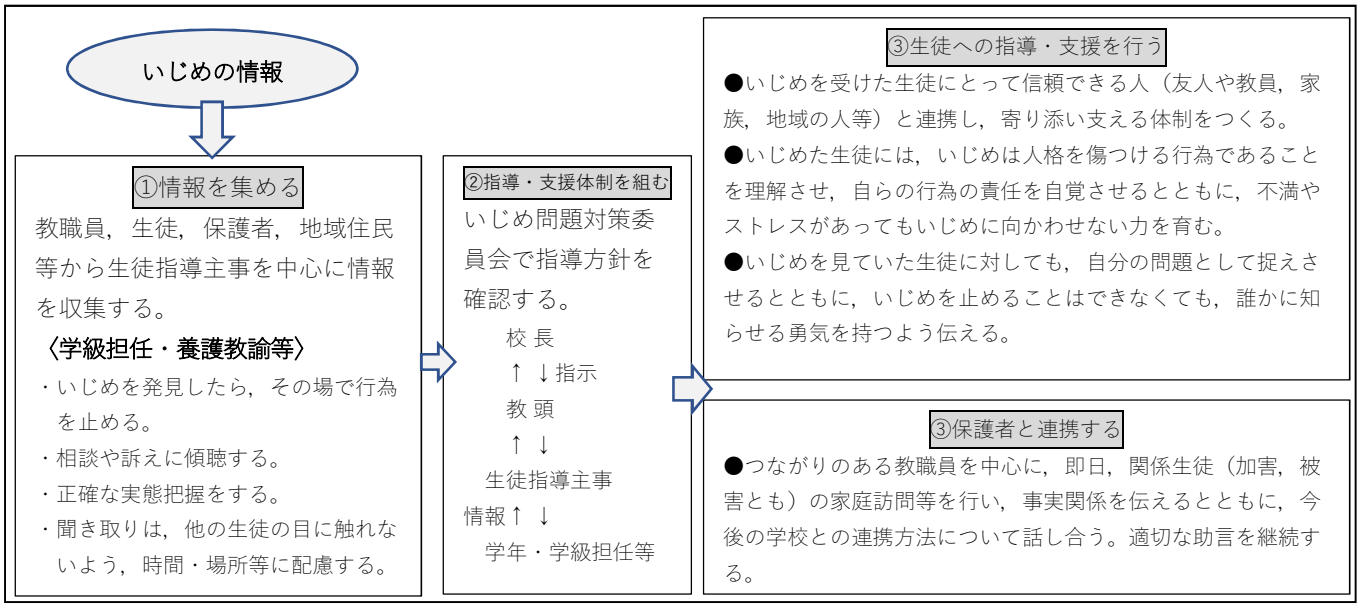

３　警察との連携

いじめの加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは，いじめの被害生徒を徹底して守り通すという観点から，所轄警察署と連携して対処する。

なお，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

４　その他関係機関との連携

加害生徒，被害生徒の実態が把握され問題が明確化されてくる中で，必要に応じて教育委員会，町福祉課，児童相談所，総合教育センター等関係機関と連携をして対応する。

５　ネット上のいじめへの対応

⑴　不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については，被害の拡大を避けるため，直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合，プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり，必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

⑵　ネットパトロールと情報モラル教育

早期発見の観点から，宮城県教育委員会や亘理町教育委員会と連携するとともに，教育相談活動によって，ネット上のトラブルの早期発見に努める。また，生徒が悩みを抱え込まないよう，仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県２４時間いじめ相談ダイヤル」，教育事務所の相談窓口等，関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス），無料通話アプリ，携帯電話のメールを利用したいじめなどについては，より大人の目に触れにくく，発見されにくいため，予防として，学校における情報モラル教育を進めるとともに，通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い，生徒のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

第５章 重大事態発生の場合の対処…いじめ問題対策委員会を母体とする調査委員会

１　組織

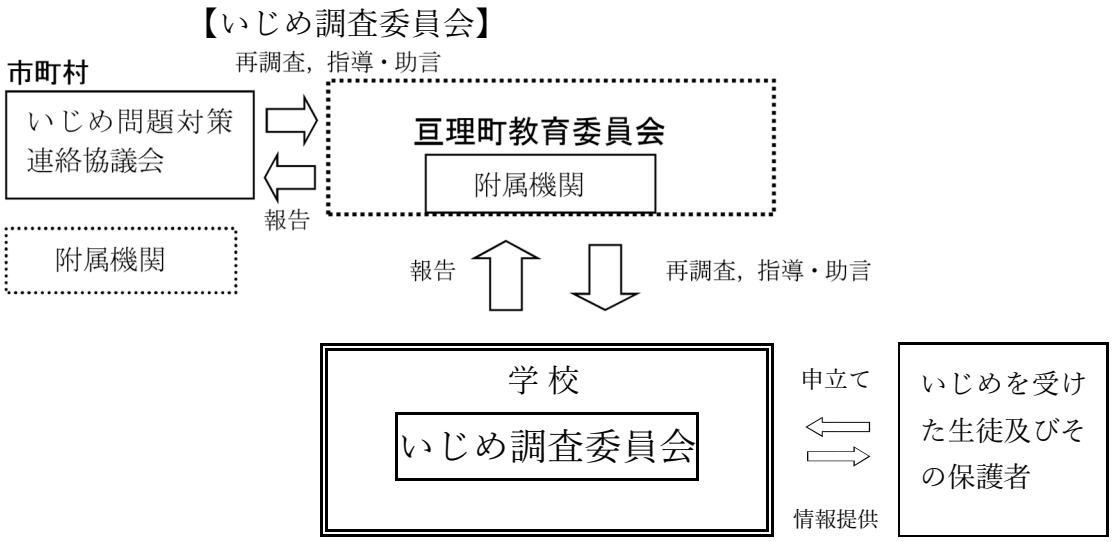

＜いじめ問題対策委員会＞・・・母体として 校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，教育相談担当教員，その他の関係職員（学級担任，部活動担当教員等）
・・・町教育委員会の指導を受けて,必要に応じて スクールカウンセラー，PTA 会長，学校評議員，亘理警察署，亘理町福祉課, ＊荒浜駐在所（亘理警察署地域課内）・荒浜駐在所警察官

２　調査の対象について

⑴いじめを受けた生徒に，生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

①　生徒が自殺を企図した場合

②　身体に重大な傷害を負った場合

③　金品等の重大な被害を被った場合

④　精神性の疾患を発症した場合など

⑵いじめを受けた生徒が一定の期間，または連続して欠席や別室登校，早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

⑶その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは，その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

3　「いじめ調査委員会」の役割

○　発生した事案が重大事態であると判断したとき，当該重大事態に係る調査を行う。

○　調査を行った時は，当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

4　事実関係を明確にするための調査のフロー

重大事態と判断されるいじめの発見

↓

重大事態にかかわる調査を行う組織の設置

↓

【事実関係を明確にするための調査の実施】

「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」

＜いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合＞

○　いじめを受けた生徒からの聞き取り

○　在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施

※いじめを受けた生徒，情報提供してくれた生徒を守ることが最優先。

＜いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合＞

○　在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査

※当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者と今後の調査について協議し，調査に着手する。

↓

【調査結果の提供及び報告】

○　町教育委員会への報告（電話・文書：随時）

○　いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の適切な提供（家庭訪問・電話：随時）

○　いじめた生徒の保護者への説明（学校への呼び出し，家庭訪問）

○　必要に応じて，他の保護者への報告（説明：事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大な事案の場合は，発見後に状況説明を行うことも考えられる）

↓

調査結果を踏まえた必要な措置

5　調査結果の提供及び報告

(1)　いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○　いじめを受けた生徒やその保護者に対して，調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校がどのように対応したか）について説明する。

○　これらの情報の提供に当たっては，他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

○　質問紙調査の実施により得られたアンケートについては，いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき，調査に先立ち，その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

⑵　調査結果の亘理町長への報告

調査結果については，亘理町教育委員会を通じて亘理町長へ報告する。

上記（１）の説明の結果を踏まえて，いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果の報告に添えて町教育委員会を通じて町長へ送付する。

⑶　いじめた生徒及び保護者への説明

随時，学校への呼び出しを行うとともに，必要に応じて，家庭訪問を行う。

⑷　他の保護者への対応

ＰＴＡ役員等との相談の上，事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は，緊急の説明会を開催し，状況説明を行う。

6　その他の留意事項

⑴　地域住民等への対応

○地域住民からの苦情や情報提供などには，誠意をもって対応する。必要に応じて，電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。

（例）電話対応者を教頭とし，電話の内容を教務主任がメモをとる。

⑵　マスコミへの対応

○マスコミや報道機関へ電話対応は，原則，教頭が対応する。特に即答を避け，「取材時間，取材場所等」を決めて，町教育委員会の指導を受けた上で，マスコミの取材に応じる。

⑶　その他

○生徒の心のケアに配慮するために，必要に応じて，カウンセラーの緊急派遣を，市町村教育委員会をとおして要請する。

○調査結果記録のほか，電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

＜資料１＞教育相談体制

1　校内における教育相談体制

⑴　教育相談に当たって

①　一人一人の児童生徒の自己実現を目指し，本人又はその保護者などに，その望ましい在り方を助言する。

②　教育相談に当たっては，１対１の相談活動に限定することなく，すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ，教育活動の実践の中に生かしていく。

⑵　教育相談担当教員の配置

①　校内体制の連絡・調整に当たるコーディネーター役として，教育相談担当教員を置く。

②　担当

生徒指導主事が担当する。

③　主な役割

・生徒や保護者に対する教育相談　　・生徒理解に関する情報収集

・事例研究会や情報連絡会の開催　　・校内研修の計画と実施

・町教育委員会や学校外関係機関との連携のための調整及び連絡

⑶　スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会でスクールカウンセラーを積極的に活用することで，生徒及び保護者の理解を図り，適切な対応につなげられるよう努める。

・生徒の不安や悩みについて，専門的・多角的に理解する。

・生徒のコミュニケーションスキルを高めるかかわりを図る。

・保護者との面談を通して，より一層の生徒理解を図る。

・関係機関との橋渡しをする。

・小中連携における情報共有の補助を行う。

・教員の研修やスキルアップを図る。

・生徒・保護者への心理教育をする。

⑷教育相談に係る校内組織

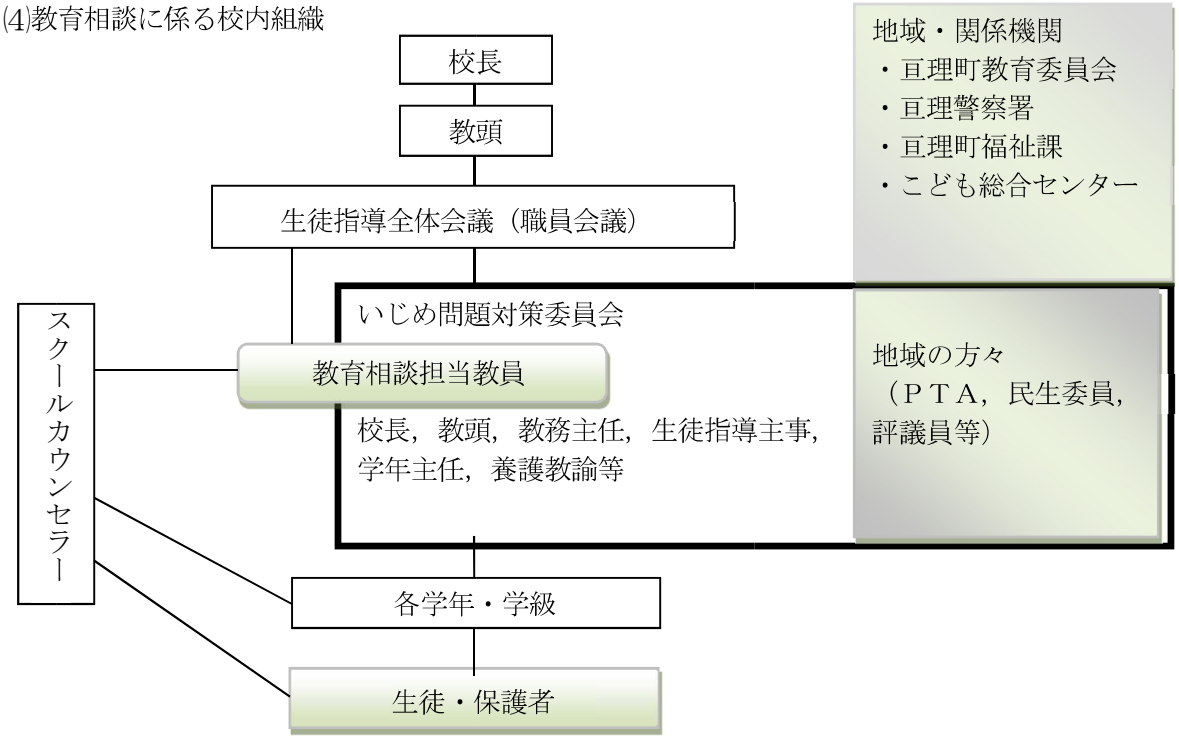

＜資料２＞いじめ発見のためのアンケート（月に１回）

気になることアンケート

月　　日実施

（　　）年（　　）組　氏名（　　）

1　あなたは現在，「いやな思い（根拠のないことを言われる，嫌がらせ，いじめ等)」をしていますか。　□している　□していない

2　１の質問で「している」と答えた人のみ回答してください。
具体的にどのような内容ですか。

3　あなたの身近に中傷，嫌がらせ，いじめ等を受けている人がいますか。
□いる　□いない

4　３の質問で「いる」と答えた人のみ回答してください。
具体的にどのような内容ですか。

5　先生やスクールカウンセラーの先生などに相談したいことはありますか。
□ない
□ある　だれと（　　）

どんな内容

＜資料３＞いじめ発見のための保護者用チェックシート
「嫌な思い」発見のためのチェックシート

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝，なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って，朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと，体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み，なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出したがらない。		
	学用品や自転車，持ち物が壊れていたり，落書きがあったりする。		
友人関係	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でていねいである。		
	友達の話をしなくなったり，いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり，それを気にする。		
	遊んでいるとき，友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
	いじめの話をすると強く否定する。		
家庭での様子	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり，兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり，無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
	ため息をつくことが多い。		
	なかなか寝付けない。		

＜資料４＞いじめ発見のための教師用チェックシート　いじめ発見チェックシート

	チェック項目	確認
朝の会	遅刻，欠席が増えたり，時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず，うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際，声が小さかったり，頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授業中	授業の始めに，用具や机・椅子などが乱れている。周囲の生徒が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり，正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。	
	グループ活動で孤立しがちである。	
休み時間	教室や廊下で，一人でいることが多い。あるいは，自分の机から離れない。	
	休み時間は，トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり，部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る生徒が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり，事件が起きたりすると，その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが，表情がさえない。	
	グループから外れて一人ぽつんとしており，沈みがちになっている。	
給食時間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の生徒が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え，給食を残したり，食欲がなくなったりする。	
	特定の生徒だけが片付けをさせられている。	
清掃時間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の生徒の椅子や机だけが運ばれず，放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰りの会	特定の生徒の運動着が破られたり，靴が隠されたりする。	
	他の生徒の持ち物をよく持たされる。	
	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり，用もないのに学校に残っていたりする。	
部活動等	一人で準備や片付けをさせられる。または，休憩中一人でいる。	
	部活動に遅れてくることが多くなる。あるいは頭痛，腹痛，体調不良をよく訴える。	
	特定の生徒にボールを打つ。あるいはほとんどボールを回さない。ペア練習で取り残される。	
	理由がはっきりしない，けがや汚れがある。	

＜資料５＞いじめ問題に対する学校の取組確認シート

いじめ問題に対する日常の取組チェックシート

	チェック項目	確認
未然防止	全員の生徒に声をかけ，生徒のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の生徒に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	生徒同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等，小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	生徒の小さな頑張りを家庭に伝えるなど，保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら，生徒の基本的生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ，指導している。	
	生徒会活動等で，いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。	
	生徒に幅広い生活体験を積ませ，社会性の涵養や豊かな情操を培っている。	
早期発見・早期対応	生徒と触れ合いながら，生徒の変化をつかんでいる。	
	生徒たちを複数の目で見るなど，教室以外での生徒の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し，情報収集を図っている。	
	生徒と信頼関係ができており，生徒が悩みを相談している。	
	生徒が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	生徒や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
	気になることが，すぐに管理職や学年主任，教育相談担当等に報告されている。	
	日常生活の変化等，気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
指導体制	いじめ問題の解決に向け，全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き，職員間の共通理解を図っている。	
	生徒が出すサインを見逃さず，その一つ一つに的確に対応する。	
	いじめについての訴えに対し，問題を軽視することなく適切に対応している。	

＜資料６＞いじめ認知後の対応対応確認シート

いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して，親身になって受け止め，対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた生徒の安全確保がなされている。	
いじめを受けた生徒から，いじめの内容について十分に話を聞くことができている。	
市町村教育委員会へ，いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた生徒からいじめを受けた生徒と同じ内容の話を聞くことができている。	
当該生徒の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し，指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し，全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと，チームを組織して対応している。	
いじめを受けた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて，警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該生徒の保護者に十分説明を行い，理解を得てから，謝罪を行っている。	
市町村教育委員会へ，いじめの事故報告を提出している。	
ＰＴＡと連携して，事後の対応やいじめの防止に取り組めている。	
地域関係者と連携して，事案の対応やいじめ防止に取り組めている。	
市町村教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」，「いじめを受けた生徒がいやな思いをしていないか」など，見守っている。	
いじめを受けた生徒の不安がなくなり，安心して学校生活が送れるようになっている。	

＜資料７＞重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」

「聞き取りシート」【いじめを受けた生徒用】

令和　年　月　日
時刻：　時　分から時　分
まで記録者：　年　組　氏名

＜された場面＞

日時 （いつ頃から）	場所	誰にどんなことをされたか・誰にどんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月　日　時			

＜説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）＞

〈メモ〉

「聞き取りシート」【いじめた生徒・傍観していた生徒用】

令和　年　月　日

時刻：　　時　分から時　分まで記録者：

年　組　氏名

＜いじめに至ったきっかけ＞

＜行った，または，見た場面＞

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか（したのを見たか）・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月　日　時			

＜説明図（誰がどの位置でどんなことをしたかなど）＞

＜メモ＞